

上場企業のコーポレートガバナンス調査

日本取締役協会(2025年8月1日)

- 日本の上場企業のコーポレート・ガバナンス改革の歩みを、特に社外取締役・独立社外取締役の就任数の観点から、定点観測を行っています。
 - 本調査は、東京証券取引所プライム市場*上場企業のコーポレート・ガバナンス体制整備への過程を、2004年～2006年は有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降は東京証券取引所コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して、毎年8月1日に集計しています。
*2021年までは1部上場企業、2022年よりプライム上場企業を集計。
 - 社外取締役、独立社外取締役の要件については2ページをご参照下さい。
- ★お問い合わせは、日本取締役協会ホームページ トップページ下段よりお願いいたします。

用語解説

社外取締役（会社法第二条十五号）

社外取締役 株式会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人(以下「業務執行取締役等」という。)でなく、かつ、その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役であったことがある者(業務執行取締役等であったことがあるものを除く。)にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。)又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等(当該株式会社及びその子会社を除く。)の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

独立社外取締役(上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2)。

A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

D. 最近において次の(A)から(D)までのいずれかに該当していた者

(A) A、B又はCに掲げる者

(B) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(C) 上場会社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(D) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

E. 次の(A)から(H)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者

(A) Aから前Dまでに掲げる者

(B) 上場会社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(C) 上場会社の子会社の業務執行者

(D) 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

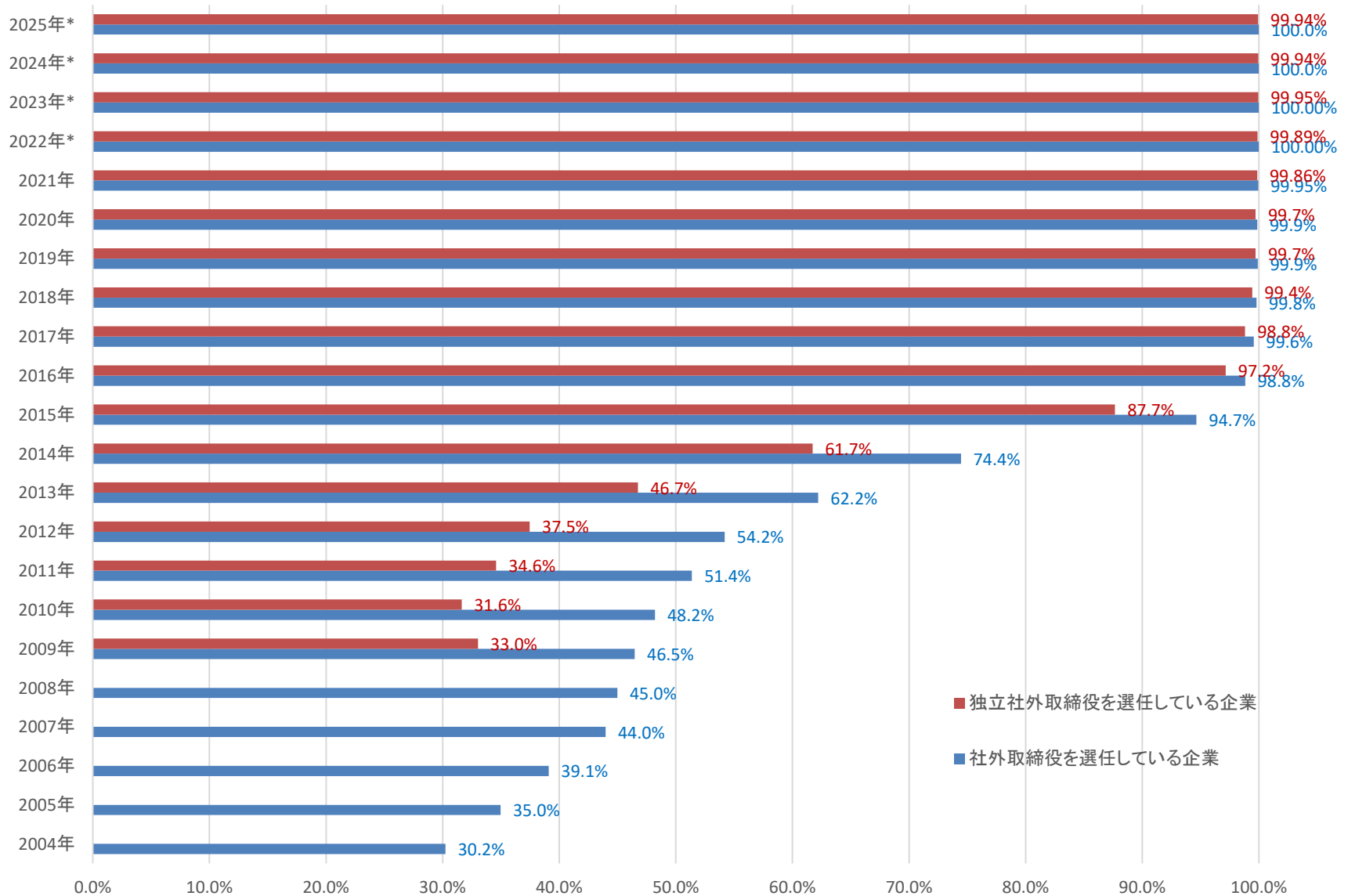
(E) 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(F) 上場会社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(G) 上場会社の兄弟会社の業務執行者

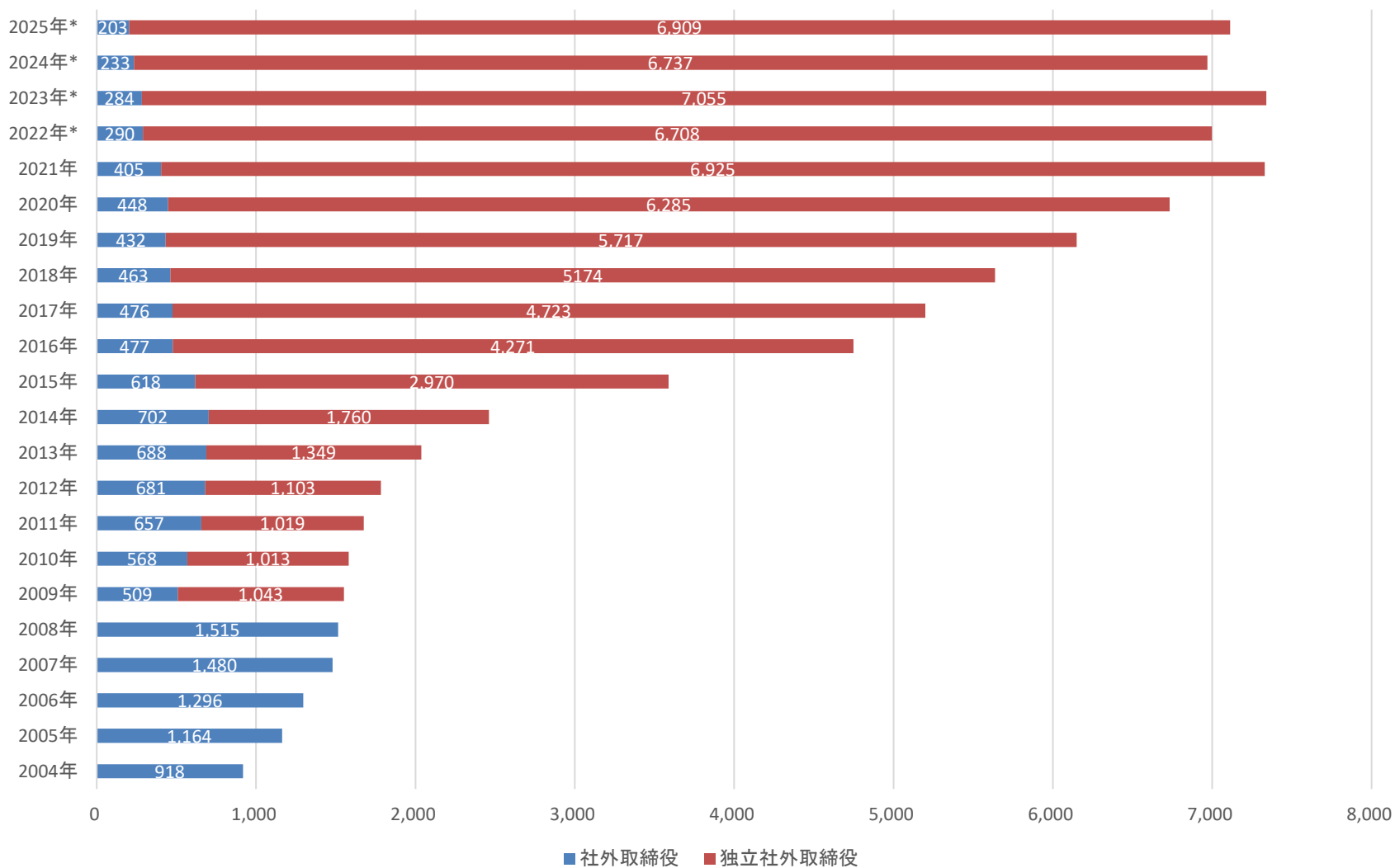
(H) 最近において前(B)～(D)又は上場会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

社外取締役、独立社外取締役選任企業の比率(東証1部/東証プライム*)



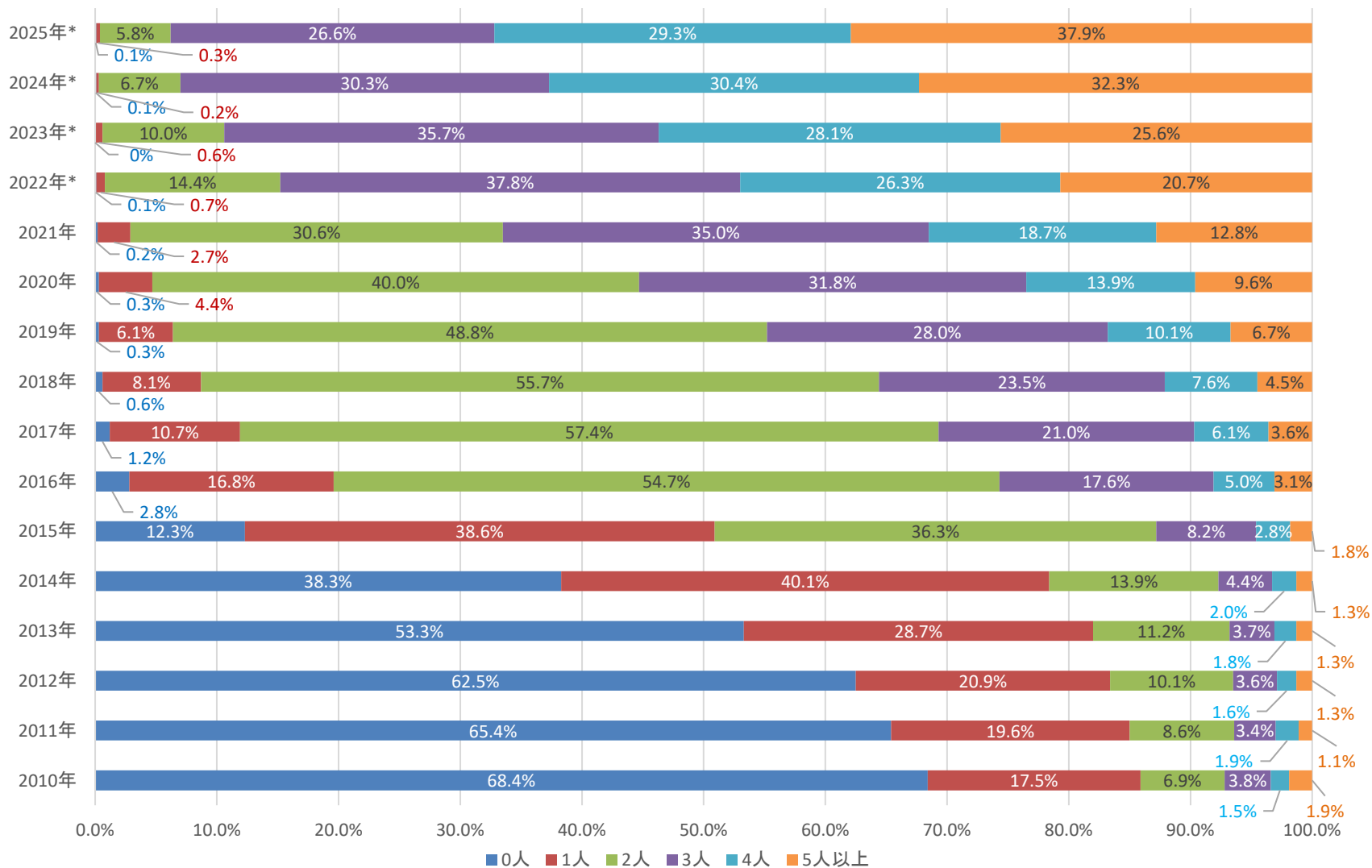
2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社外取締役／独立社外取締役のべ人数(東証1部／東証プライム*)



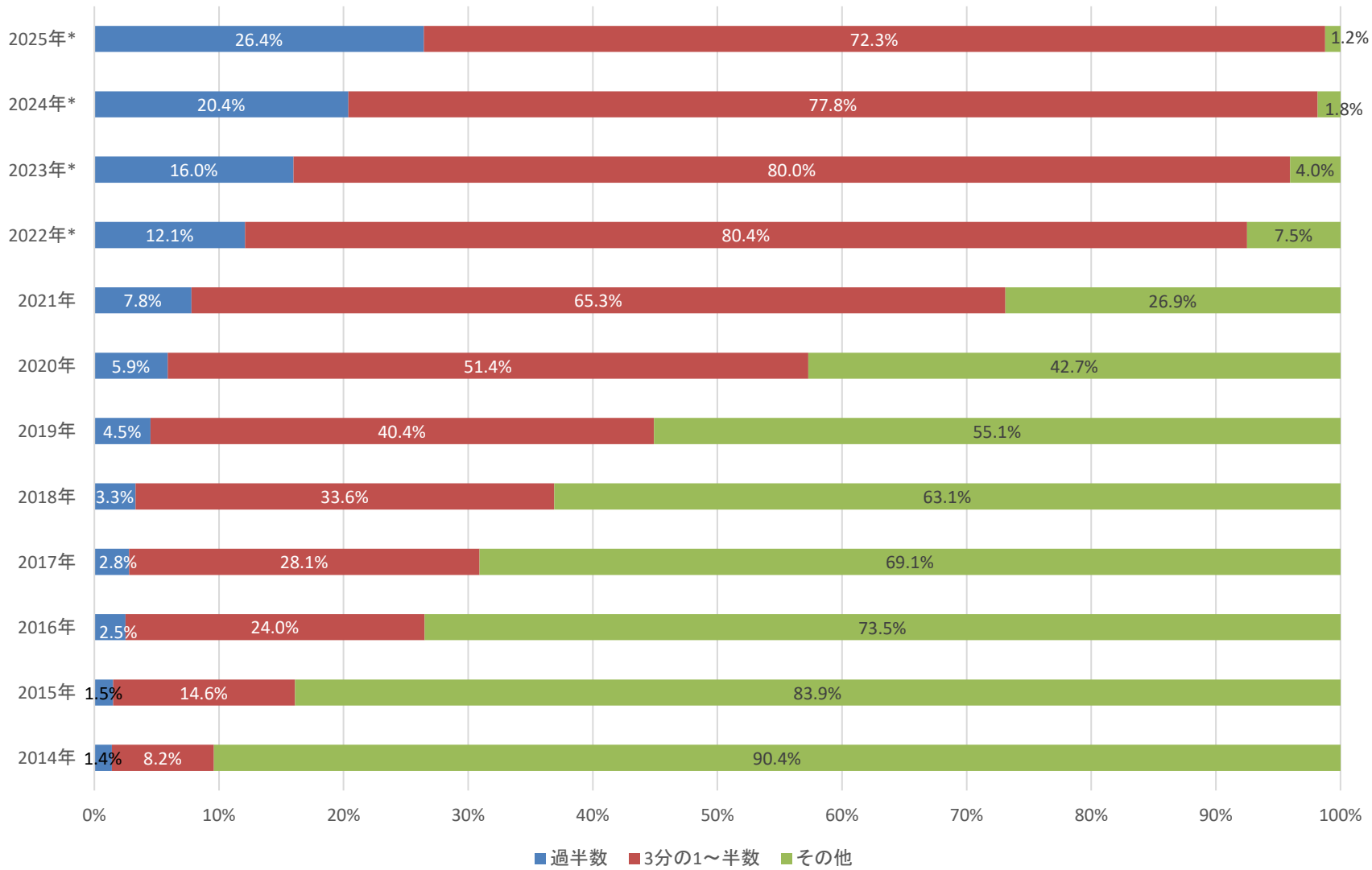
2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

独立社外取締役 選任人数別企業数比率(東証1部 / 東証プライム*)



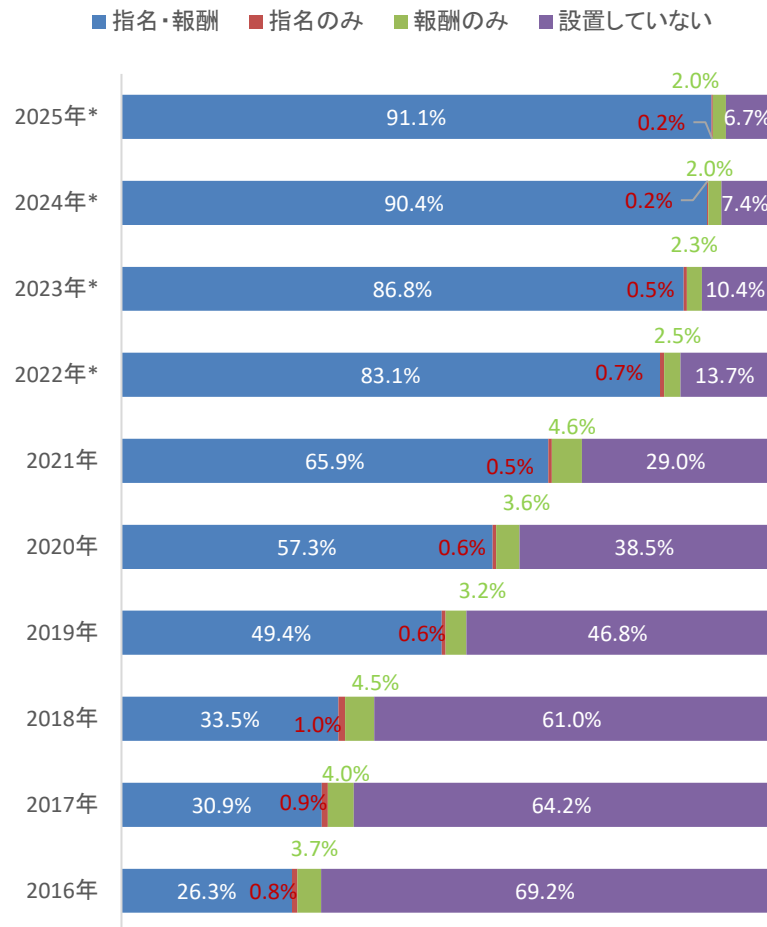
東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

取締役会に占める独立社外取締役の比率(東証1部/東証プライム*)

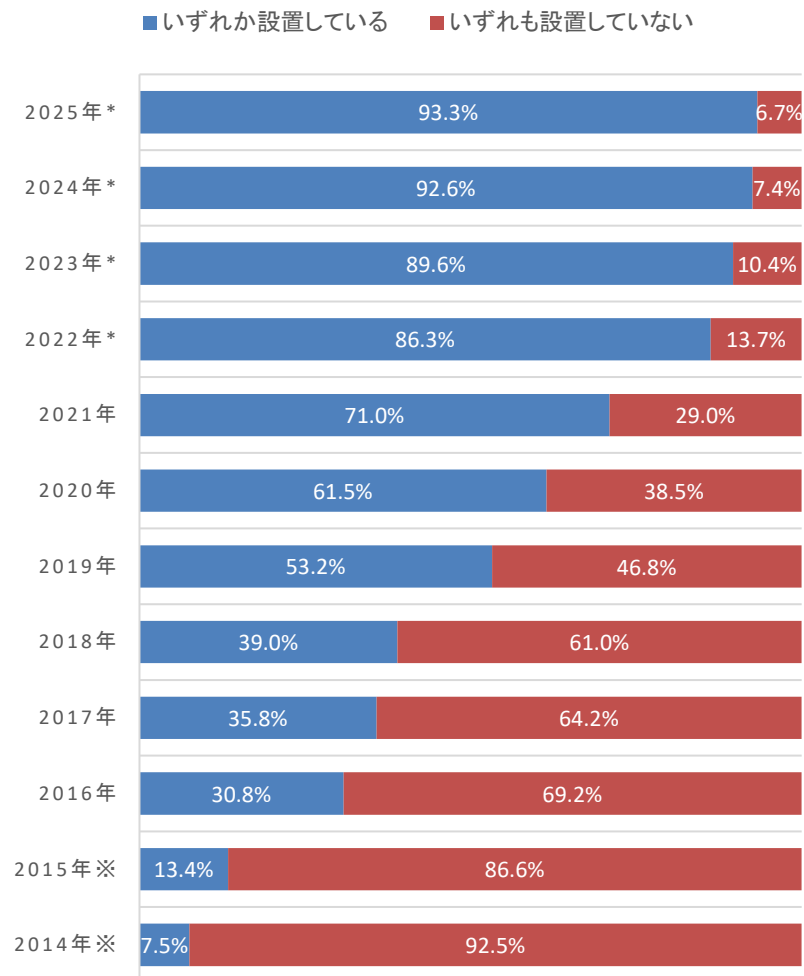


東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

委員会設置状況(1) (東証1部/東証プライム*)

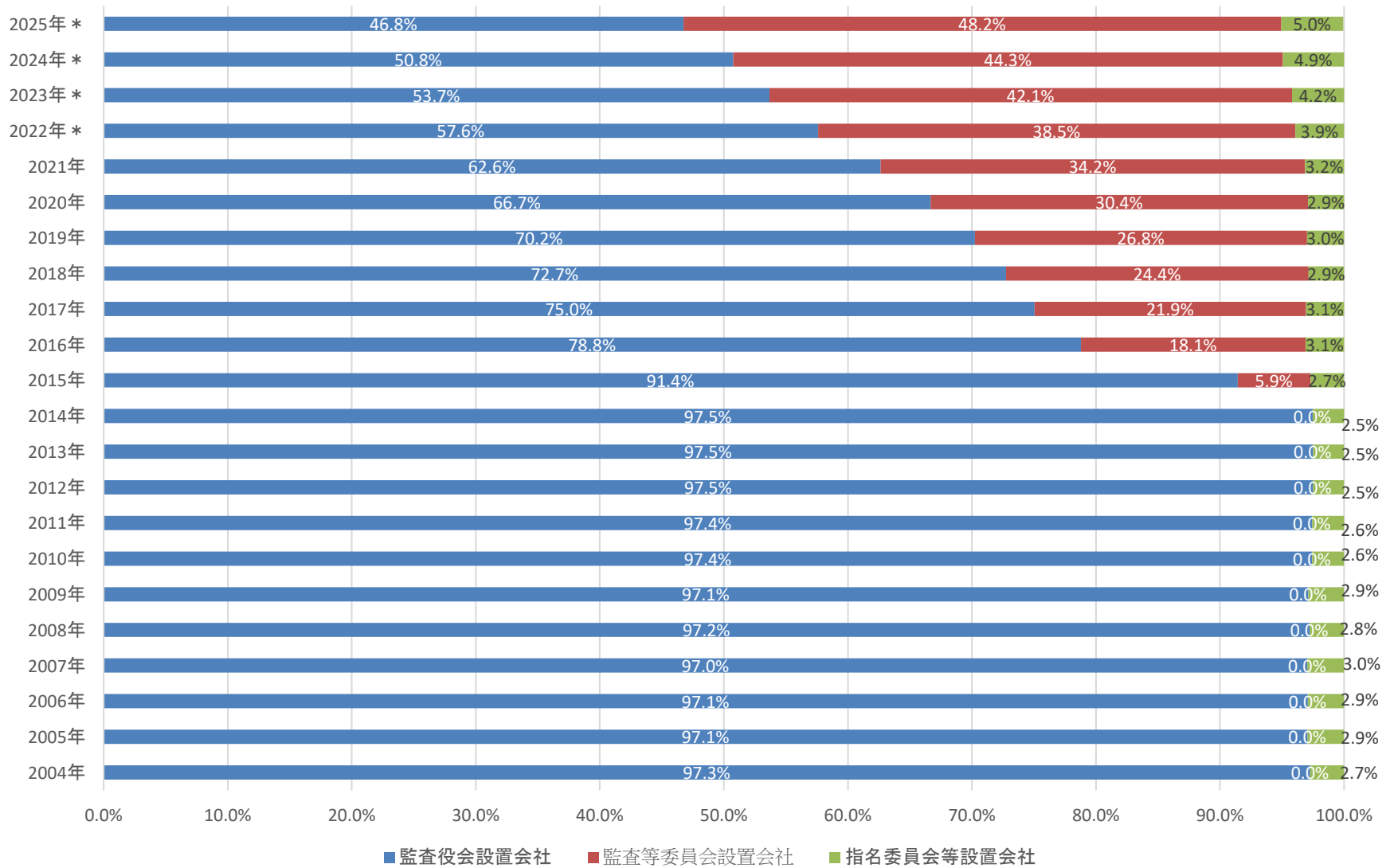


委員会設置状況(2) (東証1部/東証プライム*)



2014,2015年は、東証コーポレートガバナンス白書から算出。2016年以降、東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

組織形態(東証1部/東証プライム*)



2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

取締役の人数(東証1部/東証プライム*)

取締役総数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
16,584	16,474	16,493	16,397	16,026	15,403	14,982	14,791	14,636	15,036	15,689	16,874

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年*	2023年*	2024年*	2025年*
18,304	18,797	19,267	19,504	19,410	19,479	16,713	16,673	15,322	15,048

1社あたりの取締役平均人数(人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
全取締役平均	8.9	8.7	8.7	8.6	8.6	8.9	9.3	9.3	9.2	9.1
独立社外取締役平均	1.9	1.8	1.8	1.6	1.6	1.8	2.2	2.4	2.5	2.7

	2020年	2021年	2022年*	2023年*	2024年*	2025年*
全取締役平均	8.9	8.9	9.1	9.1	9.3	9.3
独立社外取締役平均	2.9	3.2	3.7	3.9	4.1	4.3

参考 近時のコーポレートガバナンス改革 制度等の変遷

	政府、法務省	金融庁	東京証券取引所	経済産業省
2014年	政府・成長戦略に「企業の稼ぐ力」の為にコーポレートガバナンス強化が明記される	スチュワードシップコード		社外役員等に関するガイドライン 伊藤レポート
2015年	改正会社法(監査等委員会設置会社の導入・社外取締役を置かない場合には、置くことが相当でない理由の開示)		コーポレートガバナンス・コード	コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会報告書
2017年		スチュワードシップコード改定		CGS研究会報告書(CGSレポート) 伊藤レポート2.0
2018年		投資家と企業の対話ガイドライン	コーポレートガバナンス改訂	CGSガイドライン改訂版
2019年	改正会社法(社外取締役の選任を義務化)			グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針
2020年		スチュワードシップ・コード再改定版		事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて 社外取締役の在り方に関する実務指針
2021年		投資家と企業の対話ガイドライン 改訂版	コーポレートガバナンス・コード再改訂 (独立社外3分の1、各種委員会、多様性・サステナビリティの開示)	
2022年			市場区分見直し	CGSガイドライン再改訂版(別冊 指名委員会・報酬委員会及び後継者計画活用に関する指針を含む)
2023年		コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム	プライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象に、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請	「社外取締役向け研修・トレーニングの活用」の8つのポイント」及び「社外取締役向けケーススタディ集」 「企業買収における行動指針」
2024年	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」にて、「指名委員会等設置会社制度の運用実態の検証と改善検討」とされる	コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム	上記要請に基づき開示している企業の一覧表の公表	
2025年		コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム	親子上場等に関する投資者の目線	「稼ぐ力」のCGガイドンス